

1 り得る体制を地域において整備することが重要である。

2 ○ 特に、高齢化の進展が著しい我が国において、高齢者に対する医療をどう
3 確保していくか、とりわけ、人としての尊厳の保持という観点も踏まえ、終
4 末期医療を含む在宅医療をどう確保していくかは、今後の大きな課題である。

5 具体的には、高齢者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら
6 生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での死を迎えることを選
7 択できるよう、支援する体制の構築を一層推進する必要がある。

8 ○ このため、当面、以下の制度見直し等を実施する必要がある。

10 ○ 医療機関の管理者に対し、患者の退院時に退院調整機能を発揮すること等
11 在宅医療の推進についての努力義務規定を医療法に新設する。【医療法】

12 ○ 地域医療支援病院の管理者の義務として、「地域において在宅医療等を提
13 供する他の医療機関等を支援」する機能を発揮すべきことを医療法に規定す
14 る。【医療法】

15 ○ 医療計画の記載事項に在宅医療を明記するとともに、在宅医療の充実を客
16 観的に評価できる数値目標を医療計画に設定する。【医療法及び運用通知】

17 ○ 患者宅での薬剤の交付などのサービスが推進されるよう、処方せんの確認
18 も患者宅で行えるようにする。【薬剤師法】

19 ○ 麻薬が適切かつ円滑に提供される体制整備（適切な譲渡・保管・管理に関
20 するマニュアルの作成等）、死亡診断書の交付に関する取扱いルールの周知
21 等、看取りまでを含めた在宅医療の推進の環境整備を図る。【麻薬及び向精
22 神薬取締法に基づく省令、マニュアルの作成等】

24 ○ 主治医をはじめ、多職種が協働して患者を支える体制整備が必要であり、
25 在宅医療に係る医療連携体制を地域ごとに構築していく。また、原則として
26 医行為でない行為についての医政局長通知（平成17年7月26日医政発第
27 0726005号）の周知を図る。

28 ○ 終末期を家庭で迎えるためには、かかりつけ医と容態急変時の受入病院の
29 確保や、上記の死亡診断書や麻薬の取扱いの問題など、新たな看護のあり方
30 に関する検討会報告書（平成15年3月）を踏まえ、関係者の連携と総合的
31 な取組を図る。

32 ○ なお、在宅医療の場面に限られるものではないが、終末期の医療のあり方
33 について、終末期医療に関する調査等検討会報告書（平成16年7月）を踏
34 まえ、現在、望ましい終末期医療に関するガイドライン作成のための研究が
35 行われているとともに、立法府において尊厳死の法制化に関する議論が開始